

**令和 7 年度 第 2 回 大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録**

日 時：令和 7 年 3 月 13 日（木）
午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
場 所：大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

司会（障がい福祉課 柳澤担当係長）：＜開会＞

岩田障がい者施策部長：＜開会の挨拶＞

司会：＜委員紹介等＞

潮谷部会長：

こんにちは。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日も議題はたくさんありまして、皆さんに活発にご議論いただきたいと思っはいるんですけど、会議の時間も限られておりますので、議事の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

早速、審議の方に入っていきたいと思いますが、議題 1 については報告事項ですので、事務局の方からまとめて説明の方をお願いいたします。

その後、内容についてご意見がある場合は、お願いしたいと思っております。

その後は各議題に関する事務局説明の後に、各々審議を行うこととします。

議題 1 について事務局からの説明をお願いいたします。

司会：＜資料 1－1、資料 1－2、資料 1－3、資料 1－4 について説明＞

河北相談支援担当課長：＜資料 1－5 について説明＞

潮谷部会長：

はい。

報告事項として資料 1－1 から 1－5 までご説明をいただきました。

これらについてご意見、ご質問等あれば、挙手のうえ、お名前を最初に言っていただきお話をしてもらえたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

古田委員、お願いいたします。

古田委員：

皆さんこんにちは。古田です。

まず1つ目、資料1－2の指定相談支援の状況なんですけど、トータルで20ヶ所増えてるんですけども。サービス利用者の伸びに追いつかないで、セルフプランがさらに悪化してるということで、前の計画率51.3%から50.8%にさらに落ち続けています。

また前から厳しいと言われてる西エリアですが、1ヶ所増えたぐらいとか、全然増えへんとか、また逆に減ってるということです。

2年前に、相談支援の充実に向けた取組課題を示していただいたんですけれども、それからの取組がやっぱり非常に弱いというふうに言わざるをえません。

2022年に、サービス利用者全員に対応しなければならない場合は、1か所当たりどれぐらいなるかとか、実際に対応してる数は1ヶ所当たり何人なのかとか、或いは専門員の数で割った1人当たりの分担数というような資料を出していただきました。

その時も、1ヶ所で100人、200人対応をしてるというようなことですか、かなり厳しい実態が出てたんですが、それもそのままになっています。今も変わりません。

2022年のように、1ヶ所当たり、専門員1人当たりのデータを示していただいたり、1人事業所と思われる機能強化型サービス利用支援費じゃないところ、前は8割ぐらいというふうになっていましたので、そのデータも示していただいて。特に厳しいところに対しては手を差し伸べていけないといけないだろうということです。

今現在1人事業所とかの相談支援の複数連携による機能強化型報酬の取得というのは令和3年から厚労省がやってますので、それも活用して、どういうふうにネットワークを広げていくのかというのは非常に大事です。今、大正区とか、3、4区ではもうすでに取組が始まってると聞いております。住吉区も、この5月ぐらいにスタートしようかという話です。

そうやって連携をしながら、育てていく、困難ケースにも対応していく、というネットワークを、ぜひ作っていかないといけないかなと思ってます。モニタリング期間とか含めて見直して。

それと、厳しい区に対する支援策をちゃんと示しませんか。市として何をやるんか、きちんと示して、それを議論させていただきたい。後追いでしんどいですねと言ってる場合じゃないので、そこはよろしくお願ひしたい、というのがまず1点です。

それと資料1－3もそうなんですけど、拠点も相談支援は9ヶ所のまま一向に増えません。他の事業の拠点も増えません。やっぱり、何がメリットになるのかって見えないところもあるので。

大阪市は面的整備型ですので、ネットワークを強めることによって困難ケースとかでも助け合って支援できるというメリットがありますので、そういうことを打ち出していく。事例を入れて周知していく。さっきの1人事業所の複数連携もそうですし、拠点の連携ネットワークも合わせて、各区に働きかけていく。市が訪問してでも説明して、後押ししていくような動きを作っていただけたらというふうに思っています。

資料１－４のチラシで拠点のメリットもちょっと書いていただいているんですけども、これとあわせて、前の緊急一時保護とか緊急時支援事業もまだまだ知られてませんので、拠点で対応できなかったらこういう制度も使えますよということもあわせて周知いただけたらというふうに思っています。

それと一人暮らし体験事業と、施設の体験外出、地域生活移行促進事業ですけど、これ令和５年度なんで、体験外出は１件ですけど、今年ようやく３件になってきて、ちょっとずつ増えてきたかなと思ってますが、一人暮らしの方は０件のままです。

これはやっぱり、何が課題なのかちゃんと分析していただきたい。

8050 とかで一人暮らしへ向けた支援やってますけども、恐らくはそういうところで使えるのが知られてないので、活用事例みたいなものを周知していくとか、あるいは施設とかグループホームから出て一人暮らしする場合というのはあまり使える制度がないので、それも対象にすることも検討いただきたいというふうに思ってます。

それと資料１－５、虐待は、警察からの通報が多いというのはわかるんですけど、それ以外のところも含めて、やっぱり７％とか８％とか虐待認定率が非常に低い。

区の間では、養護者じゃないって言われたり、養護者認定されないから養護者虐待には当たらないみたいに言われたり。その手を離される、連携ができないという苦情は出てます。

区を回って指導していただいていると思いますけども、やっぱりまだまだ不十分ですので、この６３３件虐待なしですけど、前から言ってますように、養護者に該当しないからとか、どういう理由で認定されなかったのかとか、カテゴリーに分けてパターンを示していただきたい。傾聴助言とか、情報提供と書いてますけど、そういう場合はどう対応したのか、そこら辺に問題がありそうに思うんです。

簡単に情報提供してあと離してしまうとか、そうならないか、ちゃんと分析して、課題を整理していくというようなことが大事かと思います。

それとグループホームと放デイが事業所虐待でも多いので、生活介護もそうですけど、これは研修を強化していくというようなことを、支援課とか運営指導課ともあわせて検討いただきたい。

最近、経験のない営利法人とかが多数、金儲けができるということで参入してきてまして、もう無茶苦茶な支援がまかり通ってまして、いくらでも虐待が増えるような、そんな環境にあります。グループホームガイドラインを、今年、国が作ると思いますけれども、大阪市としても独自のガイドラインを検討しながら、こうやるのがグループホームの暮らし、というふうに示していかないといけない。放デイ、生活介護もというふうに、研修強化に必ず反映していくようにしていただきたい。

そういうふうに、虐待防止というのは後追いではなくて未然防止に向けて何をやるのかというのを、きっちり大阪市として示していただきたいというふうに思っています。

以上です。

潮谷部会長：

はい。ありがとうございます。

今、大きく4点あったかと思いますが、今のご意見に対して、他の方で何か補足、追加等ありますでしょうか。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

補足というところからちょっと外れるかもしれないんですけども、1つ目の指定相談支援の実施状況のところ、やはり児童の計画相談の達成率が、かなりばらつきがあると。低いところだと20%前半、高いところだと80%に行くところもあるんですけども、やはり低いところをどういうふうに高くするか、つまり、本人が望むのに受けれてないとかいうことであれば、そこは何とかしていかないといけないでしょうし、そのあたり、なぜ少ないのか、というところの、市としての状況把握というのは、やはり必要だというふうに思います。

あとそれから、この相談支援の実施状況と、それから地域生活支援拠点とも絡むところと考えるんですけども、実際に手帳を持っていて、重度で、かつサービスを使っておられないところが、やっぱり8050とかでも危ういことが想像されるケースだと思うので、サービス受給者数との関係から、手帳を持っておられて、どれぐらい、高齢、障がいの親とおられる世帯があるのかっていうのを把握する手だてが必要かなというふうに思います。

特に、サービスに繋がっていないので、計画相談事業所も、そういった世帯を知らないっていうことが多いでしょうし、あと基幹センターでも、もちろんサービスを使っていない方に対する支援というのが中心になるので把握してるけど、基幹センターが掴めてる世帯はまだいいと思うんですけど、そこも繋がっていない世帯がどうあるのかって把握はしづらいと思うんですけども。

やはりこの緊急時にどうできるかということで、そこに目を向けて、どう把握できるかっていうのを考える必要があるのかなというふうに思います。

あと、虐待のところですけども、養護者の虐待、当たり前になんとか対応していかないといけないんですけど、今、福祉サービス事業所も箇所数が増えていると思うんですけども、その中で、地域の方からよく耳にするのは、不適切な支援ですね。虐待と認定されないけど不適切な支援、これは養護者の方ももちろんそうですけど、福祉従事者による不適切な支援っていうのをどういうふうに減らしていくか。そこをもう少し、こういうのはダメですよとか、そういうことを知らせていく、あるいはさっきも言いましたように、耳にするのは、市の方に話をするけどもなかなか繋がらないとか、連絡をするけども、趣旨として何とも是正を求めにくいとか、もちろんそれはそうだと思うんですけども、不適切であって、利用者である障がい者の人が、そういう状況にあることをどう改善していくか、という視点

を持って、この虐待防止っていうのも当たっていかないといけないかなというふうに思います。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

岡委員、お願いいたします。

岡委員：

岡です。よろしくお願いします。

相談支援事業者の令和5年70に新規で上がってて、40減ったと。これ、ぱっと見、事業者数だけなので、中身が全然見えてこないんです。

例えば、増えたんだけれども、今まで2人でやってた事業所が半分に割れて、2になったのであれば、受入れるキャパは何も変わらない、全体のキャパは何も変わらない状況になってて、辞めた人たち、廃止した事業者は、辞めた後、他の事業者で働くというか、吸収されてるのであれば、全体の母数も実は変わらないんですよ。

その辺が単純にこれだけ増えた、減ったということではなくて、やはり相談支援専門員がどこに行ってどのようにしてるのかって後追いでやっていかないと、区の中で本当に受け入れるキャパが減ってるのか、増えてるのかっていう判断がなかなかできないと思うので、追いかけていくのは非常に難しいとは思いますが、そういった情報があれば、本当にその区がしんどいのか、例えば西成とか、かなり事業者数の多いところもあると思うんですよ。そうすると、実態的には、安定期というか、安定した状況に入っててちょっとだれて来てる、と言ったら表現がおかしいかもしれないですけど、危機感がなくなってきて、増やさないといけないみたいなのがないような区とかも実際は出てきてるとは思うんです。

となると、各区における課題っていうのは、それぞれ変わってくるのかなという気はするので、そういった情報なんかがあると、この区に対してどういうふうにアプローチするのかっていうのが、もっとわかりやすくなっていくので、そういう情報がいただけたら非常に助かります。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

それではまず相談支援の実施状況のことについて聞いていきたいと思いますが、1つは2022年にワーキングをやって、その際に詳細な分析もしていただいたということもありましたが、そういったことを引き続き分析をしてほしいというところですね。岡委員の方からも、さらなる分析ということで廃止後の相談支援の実態というところも含めて分析してほしいという話だったかと思います。

また、実際に苦しいというような地域についての強化策ということについて検討はでき

ないのかということであったり、あとはやはり障がい児相談支援の方で、かなり差が出てきているということの背景をどのように分析するのかというところでご意見があったかと思えます。

このあたり事務局で答えられる部分、お願いいたしたいと思えます。

平井障がい福祉課長代理：

障がい福祉課長代理の平井でございます。よろしくお願いいたします。

相談支援事業所の数を増やしていく取組としましては、令和6年度の報酬改定の情報提供でありますとか、相談支援専門員の方が増えていくようにということで、初任者研修の推薦だったり、開催回数を増やしていくといった働きかけというところもやりながら、一足飛びに事業所が増えるものではないですけれども、進めているところでございます。

ただ、サービスの支給決定を受けている方の数の伸びにはなかなか追いついていかないのかなというところで、引き続き取組を進めて参りたいと思っております。

資料の作りについてご意見をいただいているところでございますけれども、サービスの報酬の関係でありますとか、事業者様からのお届けの状況であったりとか、市内の相談支援専門員の配置状況の確認だったりとか、すぐにお示しできるような状況にはないので、またその取組の検証的なところとあわせまして、資料の工夫をさせていただけたらと思っております。

また児童の相談事業者数のばらつきにつきましても、同じように各区で違いが出てきているというところは承知しておりまして、引き続き、見ていきたいと思っております。

以上となります。

潮谷部会長：

ぜひ障がい児の計画相談の実態についてはまた基幹の聞き取りの際にでも聞いていただけたらというふうに思いますし、分析もどこまでと追っていくとかなり難しい部分もありますけど、以前できてた分析については継続的にやっていくということもしていただきたいなというふうに思っておりますので少し工夫をしていただきたいと思っております。

鳥屋委員、よろしくお願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

児童の方の相談支援で、大人と大分違うところで、これも地域の方でよく耳にするのは、児童の方は、親御さんが平日働いておられて、日中に会えない。夜とか土日ということになるので、そういったところから、障がい児相談支援を利用したいけども、なかなか相談支援事業者とうまくマッチングができないとか、そういう実態把握をしていく中でそこに対してどういうことを施策としてしていくのかというのは非常に重要だと思います。そういったところから、もし利用したいけども利用できないということで達成率が低いところは、何

らか重点的に、24 区全体満遍なくではなく、特に低いところには、何らか市としても手を打たないといけない。そのことが原因で増えないということであればそのままいっても、多分、箇所数が増えたら何とかなるとかいうことでもない部分もあると考えられるので、そういった意味でも分析と、どうしていくのかという手だてを考えないといけないというふうに思っています。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

マッチングというところで支援学校等で相談支援事業所を招いてマッチング会をされているというのもあったりもしますけども、低年齢児におけるマッチングみたいなところを全区においてできるような形というのも、ぜひご検討いただく必要があるかなというふうに思っております。

相談支援の実施状況についてはよろしいですか。お願いいたします。

福原障がい支援課長：

障がい支援課長の福原でございます。

鳥屋委員、貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

障がい児の相談支援の利用率について区ごとにばらつきがあるというのは、この間、経年で同じ課題になっておりまして、我々の方としても、特に低い区の方には担当のレベルでも確認させていただいてるところです。

ただその区が、例えばしっかりと利用者さんの方にアプローチできてないのか、説明ができてないのかというと、取り立てて特記するような課題がまだ見えていないというところがございます、2年前にも利用率を上げていこうということで、障がい児相談支援を利用するメリットであるとか、こういった相談ができるということを親御さんに知っていただくということで、独自にビラを作らせていただいたりとかしながら、区の方も職員の経験年数もありますので、それを見ていただいたら使ってみようかなというふうに思っていたような取組というのはやってるんです。

その効果がどれぐらい数値化で見えるかというとなかなか上がってこないというのが現状です。

障がい児相談支援を使っていたところではありますと、障がい児通所支援の利用にあたっての利用計画を作っていただくところがメインになっておりまして、その部分については親御さんが、もうすでに児童発達支援であったりとか放課後等デイサービスの利用を決められて、子どもさんのことは親御さんがよく知ってるということでセルフプランで利用されるということのご希望とかで、児の相談支援を使われるメリットというのはなかなか実感されていないのかなというふうには思っています。

鳥屋委員が仰るように、親御さんが子どもさんと関わる週末とかのタイミングで、児の相

談支援事業者の利用に繋がるかというところのマッチングの部分とかまでは、深く調査できていないところもありますので、どちらかというところ、親御さんの方にこういったニーズがあるのかとか、なぜ使わないのかというところについては、ご利用者様の方に実態調査をしていくということも今後検討していかなければならないのかなというふうには考えておりますので、引き続き取り組んで参りたいと思います。ありがとうございました。

潮谷部会長：

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

何度もすいません。鳥屋です。

児童の方の相談支援がいろいろ重要だと考えるのは、小学校、中学校、高校と大分関わる方が変わるので、例えば放デイとかであれば18歳まで通して使えるかもしれないけど、学校という場が変わるとか、中学進学というときに、地域の学校に行けるのか、それとも特別支援学校になるのかとか、あと高校進学するときなんてよりそうですね。特別支援学校でなくて、地域の高校に行けるのかとか、そこを、福祉サービスとかは関係ないけども、親御さんと一緒に考えることができる相談支援、専門員と一緒にいるということがとっても大事ということで行くと、福祉サービスという観点だけではない部分も、やはり、児童にはすごく意味合いがあるので、だから一緒に考えてくれる人がそばにいてることが必要だというふうなアナウンスというか、そういうことも説明していかないといけないのかなというふうに思います。

潮谷部会長：

大変重要なご意見だったかと思います。

サービスについては通所支援ぐらいで、利用する機会がないので計画を作るということでは親御さんでもできるということですけど、やはり家庭状況を把握するとか、相談支援が入って家庭をサポートしていくといううえで、計画相談をつけていくことのメリットというのがありますので、そういうところを直接親御さんに伝えられるような何かがあればいいのかなというふうに思いました。

船戸委員の方からご質問をお願いします。

船戸委員：

簡単な質問なんですけど、私自身の知識が足りないために、2点ほど教えていただきたいんですけど、1つは虐待のところで、警察への通報が非常に多いにもかかわらず、判断したのが2.9%で非常に少ない。これは、警察に通報するほど大変やから、余計高いのかなと思ってたんですけども、意外と低いのでちょっとびっくりしたことが1つで、その判定は誰が

するのかということ、その1点まず教えていただきたいです。

河北相談支援担当課長：

福祉局相談支援担当課長の河北でございます。ご質問ありがとうございます。

こちらの警察につきましては、もちろん重要度、深刻度の高い通報、ご連絡というものももちろん含まれておるんですけれども、それ以外に、例えば、ご家族の中でとか、パートナーさんとの間で、ちょっといさかいがあったとかトラブルがあったということで、本人が直接、ご自身で通報されるものというのも非常に多いということで聞いております。

警察の方では、そういった連絡、通報を受けましたら、すべて通報をとということで府警さんの方では徹底していただいているということ聞いておりますので、大阪市だけではなく大阪府においても、警察からの通報について非常に多いというふうな状況がございます。

またその通報をいただいたものにつきまして、虐待かどうかという判断につきましては、基本的にその区の方で行っております。以上でございます。

船戸委員：

ありがとうございます。もう1ついいですか。

実は、私のところは医療型障がい児入所施設で重心施設なんですけれども、重心の中で今1人、グループホームに移りたいという希望の方がおられるんです。それで見学に行ったり、しばらく泊まって、そういう経験をしてるんですけれども、そういうことに対しての補助があるんですかね。移行支援のための補助というのは。今そういうのは請求していないみたいなんですけれども、ちょっと教えていただきたいと思います。

福原障がい支援課長：

障がい支援課長の福原です。

グループホームの体験利用ということに関しましては、グループホームとしての報酬が算定できるようになってございますので、グループホーム利用の支給決定をとっていただくというところと、グループホームさんとの調整ということで、期間が限定的ではあるんですけれども、その間は報酬が算定されることになっております。報酬に関しては以上です。

船戸委員：

連れて行ったりするときの交通費が出るんですかね。

福原障がい支援課長：

グループホームとしての報酬になりますので、交通費としては、いわゆる法定給付としての報酬は出ない形にはなります。

船戸委員：

こちらが連れて行った場合、施設側が連れて行く場合は。

平井障がい福祉課長代理：

障がい福祉課の平井と申します。

地域移行支援の支援者の方の交通費として、市内の移動については対象外ですが、市外の施設だったりとか、病院あてのところでは大阪市の方で費用負担させていただいている事業があります。

福原障がい支援課長：

続きまして障がい支援課長の福原です。

確かあの障がい児入所支援の方の、地域連携加算と申しますか、いわゆる体験のための移行加算みたいな形では報酬があったかと思います。手元に資料がないので詳しくご説明できないんですけども、そういった加算はあったかと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

ご質問ありました虐待について、他は大丈夫でしょうか。

虐待についてのご意見としては、放デイ、グループホームなどの研修ですね。

また不適切支援について理解できるようなアプローチをすべきだということであったり、養護者として認定しないという場合の具体例というのをもうちょっと整理すべきじゃないかというようなところがあったかと思います。

これらについて何か、回答できることってありますでしょうか。

河北相談支援担当課長：

相談支援担当課長の河北でございます。

認定に至らなかったものの分析ということで、ご意見をいただいております。

こちらにつきましては、委員からも言っていただきましたとおり、各区をめぐって、認定に至らなかった事例というものの確認を令和5年から始めておるところでございます。

やはり、虐待というルールに乗ればいろいろな目が、その件を見ていくということになりますけれども、虐待のルールに乗らないというものもそこで終わりというふうになってしまわないように、それをご指摘のとおりかと思っておりますので、引き続き、区の方で実際の認定なしの事例をチェックしていくということは、これからも取組としては続けて参りたいというふうには考えております。

ただ、そのデータの的な部分になりますけれども、現状その数が何件というところまではお示しできるものではございませんけれども、今年度、区の方で確認をして参ったもので言い

ますと、多かったものとしましては、日常の養護関係がなくお互いに自立をされている方の間でのお話ですとか、あとは手帳ですとか、自立支援医療の適用はおありになるけれども、これも似たような状況にありますけども、介護ですとかお世話を受けていないというふうなものが多かったということでは聞いております。

数のご報告につきましては、整理をさせていただきたいと思っております。

潮谷部会長：

また情報提供の方、よろしくお願いします。

あと、研修等の強化とか、不適切支援についての施設側に対する啓発というところで、何か今、動きはありますでしょうか。

竹井運営指導課長：

運営指導課長の竹井でございます。

資料1－5の10ページに、令和5年度で施設従事者の虐待ということで事実確認調査を行った事例というのが挙がっていきまして、令和5年度で83件。

虐待の事実が認められた事例が29件で、認められなかった事例が54件というふうに入っておるんですが、この中で虐待とまでは言えないですけども、不適切な支援であったというふうに確認をさせていただいてるものが9件ございます。

この9件につきましては、虐待の認定と同じように、不適切な支援ということなので、事業所の方に改善報告を求めるような形で対応させていただいております。

また一般的に施設従事者への虐待の防止に係る研修といたしましては、年に1回の集団指導等の場においてもやらせていただいておりますので、その内容等は、これからも引き続き検討させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

今の事業者による虐待のところで、認められなかった事例もかなりあって、そこが不適切な支援ということなんですけども。

まず最初に申し上げたように、運営指導課の方になかなか繋がりにくいというのは地域から聞こえてきます。

で、そのグレーな支援、これは障がい当事者の側からいうと、事業所の都合に振り回されるというんですかね。これも聞いた話でいくと、利用していたのに通所のところで、定員を超えたからもう利用できませんといきなり契約終了させられた。それは、うまく契約終了で

きる都合を事業所が見つけて、こういうことだからといってもう利用できないって言われた。それも、本来なら、その利用者に直接会って、説明してあげてほしいと相談支援事業所が言うけれども、メールでそれが来ただけで、本人には、事業者から直接会っての話も何もされない。

それはもう明らかに、不適切な運営してるんじゃないですかみたいな、こういったことを是正できるようなところがなかなかないので、こういった部分をしっかりと見ていかないと、結局利用する側の障がい者として、もう本当に何も言えない状態で終わっていつてしまうというようなことがあるので、そういったところをしっかりと見てほしいなというふうに思います。

潮谷部会長：

古田委員、お願いします。

古田委員：

集団指導だけでなく、やっぱり、経験の弱いところは金儲けだけで体制を合理化したりするので、そこら辺を防いでいくこととか、本来グループホームだったらこういう生活を作るのは当たり前みたいなことをちゃんと支援の中身として周知していかないと、これは変えていけないんで、そういった部分は研修とかを1回とかじゃなく数多く、打っていただきたいというふうに思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

そういった課題の多い事業所というところが明らかになったのであれば、それなりの研修であるとか改善を促すような取組をしていかないといけないということですね。

一律に1年1回でOKか、今オンラインでもそれできます。たくさんの方がオンラインで実は虐待防止研修を受けてるんですけど、それはなしにするとか、そういうのも実際あってもいいかなというふうには思います。

あと、虐待はこれぐらいにしておいて、生活支援拠点事業のことについてご質問あったかと思います。

1つは実施件数が伸びていないことに対しての、分析、今後の取組をどうしていくのかということです。もう1つは、一人暮らし体験事業について、施設からグループホームでそこから一人暮らしというところの利用につなげられないかということと、もう1つが鳥屋委員からありましたように8050の問題を抱えている家族ですね。家族介護になってて、サービスを利用していない重度の障がい者のご家庭に対して、実態把握が必要だろうということで、そのあたりアプローチできないかというようなお話だったと思います。

いかがでしょうか。事務局の方で回答できますでしょうか。

平井障がい福祉課長代理：

障が福祉課長代理の平井です。

今、地域生活支援拠点の関係でご意見いただきまして、一人暮らし体験事業につきまして、令和4年度からこの事業を進めてからまだ実績が0件ということなんですけれども、利用に向けてのご相談は、いくつか入ってきておりまして、ただこの体験事業を使わずに一人暮らしに至ったというケースが多くございますので、こちらの利用は進んでない形にはなるんですけれども、チラシなどを配りながら取組を進めておるところです。

そういった利用したいというニーズはあるのかなと思っておりまして、まずは親元からの自立というところを進めていきたいと思っておりますので、今後の事業の実施状況も踏まえながら、施設やグループホームからというのはまた検討させてもらえたらと思っております。ありがとうございます。

潮谷部会長：

そのあたりの利用枠の拡大ということもぜひ検討していただけたらというふうに思っておりますし、8050の家庭の実態数については、行政の方で把握できると思うので、できれば実態数だけでも把握してもらえたらというふうに思います。

前にも自立支援協議会の中で言わせてもらいましたが、大阪府下の中において、岸和田市なんかは重度の障がい者を抱えるご家庭で、8050の状況になってサービスを利用していないところに、お手紙を出して訪問を積極的にかけるということ始めておりますので、実態数はすり合わせていったら見えてくるんじゃないかなというふうに思いますのでご検討お願いいたします。

報告事項についてその他、ご意見ありますか。よろしいですか。

それでは審議事項に入っていきますが、主任相談支援専門員の役割についてご説明をお願いいたします。

平井障がい福祉課長代理：＜資料2について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

主任相談支援専門員の役割について説明がありました。

これについてご意見ありますかでしょうか。

古田委員、お願いいたします。

古田委員：

基幹もそうですけど、主任はこれだけ役割を担わないといけないみたいなことばかりで、市としてどうバックアップするというのは一言も出てこない。これからは民間にどんど

んどんどん押し付けるのかなというふうにも思いますので、そうじゃなくて市の役割としてはどういうところをバックアップしていくのかとか、サポートしていくのかというのをちゃんと示していただきたい。連絡会でも同じような意見が出てるんですかね。

また加算Ⅰが指定の方は取れないとか、地域移行については課題がないんじゃないかみたいな、その辺の連絡会の意見も含めてもうちょっと精査いただきたい。市の役割も含めてちゃんと書いていただきたいと思います。

潮谷部会長：

他にいかがですか、この主任の役割について。

それでは事務局の方に、古田委員の方からのご意見について、回答できる部分、回答いただきたいと思っています。

綾塚担当係長：

失礼いたします。障がい福祉課担当係長の綾塚と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま、主任相談支援専門員の役割を含めて、古田委員の方からご意見をいただきました。ありがとうございます。

当然のことながら、決して市としての責任ですとか、あるいは役割ということ逃げているというようなものでは全くございません。

今回取りまとめさせていただきましたのは、相談支援専門員としての活動の中で、とりわけて、主任の方々の活動について、主任がどのような役割を担っているのか不明確だということがございましたので、なるべくイメージしていただきやすいように、事例も含めながらお示しをしたということで、決してここに列記したことをすべてやっていただきたいという趣旨でもございませんし、逆にここに書いていないようなこと、先進的にやっていただいているということも、お聞きをしているところでございます。

そのような視点でご覧いただければありがたいと思っております。

それから連絡会ですけれども、1つご意見いただいたのが、主任の活動、取組として、地域移行の推進というのが大事なことではないかというご意見を頂戴いたしましたので、今回、この役割の方に掲げさせていただいております。主には地域づくりのところ、基幹の役割として、地域移行の必要性について顕在化すると、どうしても隠れておりますので、こういう課題があるのだということを顕在化して、取組が進むようにリードしていくという役割を書かせていただいたところでございます。

その他、市の役割についてどのように記載するか、表現するかということについては、今後改めて見直す中で検討させていただきたいと思っております。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

市の役割というところ来说うと、今後の研修であるとか、連携づくりというところではバックアップをしていただくというところがあるかなと思います。その辺り、具体的にどういふ役割を果たしていくのかというのは示していく必要があるかなと思っています。

ひとまずよろしいですか。

岡委員お願いいたします。

岡委員：

岡です。よろしくお願いします。

私も主任相談支援専門員をやってますけど、これだけ書かれると、ああそうかってなるんですけど、経験年数の長い相談支援専門員が今までやってきたことを文字で表したらこういふことになるんだろうなというふうには思います。

ただ、どこの区だろうと、何をしていくにしてもその区における地域診断がきちっとされていて、区の事務局となるとところときちっとそのすり合わせがなっていて、じゃあその区の中でどういふ指針で取り組むんだっていう考える場所が、実際に各区において無いと、多分、これを1人でやろうというのは、非常に難しいと思います。

だからこそ役割分担をどうするかとか、いろいろ考えていく場が各区において必ず担保されていて、それを各区の行政担当含めて、共通の理解で話ができるような状況を作っておかないと、最大限の力を発揮するのは非常に難しいんだろうなっていう気はするんです。

なので、そういった場所をちゃんと確保していただきたいなと思います。多分それが自立支援協議会の中に、事務局会議なのか何なのかかわからないですけど、機能としてはあるんだろうけれども、目の前の課題をどうするかっていうことに必死になっていて、この区の今後どうなるべきなのかっていうビジョンをきちっと考えてる場所がないので、今、何をすべきなのかっていうのが見えないからこそ、やらないといけないことがどんどん重く感じていくという実態はあると思いますので、そういった場所をきちっと確保していただけたらなと思います。以上です。

潮谷部会長：

大変重要な意見だったと思います。

地域づくりのところにおいてそういった役割というのが入ってくるというのが必要なのかなというふうに思いますが、パッとどこの部分ってのは今、言いにくい部分もあるんですけど、地域分析をしたうえで地域づくりを行っていくということと、現在の地域課題について、きっちり抽出できて、それらについて改善の方向性を計画的に検討できる場、検討できるような地域ということをしていくということですね。

ぜひ、どこかで文言として、検討いただけたらなというふうに思います。

これらについてはまだ完成ではなくて、自立支援協議会が今日終わったらもう案ではなくなる感じですか。どうですか。

平井障がい福祉課長代理：

今ご提案させていただいております参考1の方が、本会が終わりましたら各事業所等にお配りさせていただきたいなと思っております。

ブラッシュアップは常にしていく予定はしてるんですけども、一旦令和7年度に向けましてはこの内容で進めて参りたいと考えています。

潮谷部会長：

また主任さんの方でこれを見ていただいて、ご意見あれば意見集約してもらって、またブラッシュアップしていただけたらと思います。

主任についてはいかがですか。大丈夫ですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

障がい者基幹相談支援センターの運営評価に関わる様式変更についてということになります。

平井障がい福祉課長代理：＜資料3について説明＞

潮谷部会長：

様式の変更ということでのお話だったかと思いますが、いかがでしょうか。

古田委員、お願いいたします

古田委員：

さっきの主任の話と似てるんですけど、これも基幹センターあれこれやれみたいなことばかりですけど、基幹センター頑張ってますよ。むしろ頑張っていたきたいのは大阪市です。

結構忙しい中で大変なんで簡素化すると言ったのに、5個課題を減らして9個増やしてる、これは一体どういうことですか。

それで、これは本当に役に立ってるのかなと。

24区から出てきて、皆さん読んでありますか、大阪市。基幹の担当者は、年末にかけて1件1件回るときに、ざっと見て、いろいろ聞くことは考えはるんでしょう。

ただそれぐらいで、実際に見に行って回った結果が資料1-1のこれだけでしょう。

こんなことやってて、何か意味ありますか。これじゃだめだと思います。

例えば、評価点ってありますよね。これは相対評価だからあまり厳密なものではないですけど、どの項目の評価が低いのか、ここは高いのか、そういう分析はなされてますか。

また記述の文章を読んで、何が課題かまとめてありますか。

そういうのできないでしょう。それではだめなんですよ。

この間も触法のケースでは、定着支援センターと、年末にまた、この人お願いみたいになって、区はうまく連携しようとしてくれない課もありまして、いざというときには別の施設に入れるように年末で調整していただいていたんですけども、やっぱり区は、ちゃんと市内全区全課が連携しない限り、基幹センターばかりが押し付けられてしんどい構造は変わりません。

だから、そういう課題をしっかりと表せるようにしていただくために、3-1のa、b、cの小項目は評価点だけにして、その3-1で何がしんどいのか、何が難しいのか、どういうふうなことが課題になっていて、どういうふうに変えていく必要があるのかという課題と、これからの方向性の意見を、中項目ごとにピックアップするようにしてもらって、それを分析した方がよっぽど役に立つんじゃないですか。

このままだと、みんな忙しかったら去年書いたやつをコピペして、ちょっとつけ足しで出すぐらいで終わってると思います。

区の協議会でも意見なんか出ませんよ。

もっとそれぞれの、何が課題になっているのかを浮き彫りにして、どういうふうにして市としても、区としても、バックアップするのか、そういうところを考えられるようにぜひ今年から見直していただきたい。そこはちょっと強くお願いさせていただきます。

潮谷部会長：

他いかがですか、この様式についてのご意見。

岡委員お願いいたします。

岡委員：

岡です。よろしくお願いします。

様式を変えるのは大変だったろうなと思いながら見てたんですけど、自己評価を各センターがして、それを自立支援協議会に提出して、それをまた評価をいただくという流れは変わらないんですよね。

その場合に、自己評価を各区の協議会で受けてるときにいつも思うんですけども、例えば今回、触法障がいのところ、3-2の困難ケースの対応に入ってますよね。これ、触法障がい＝困難ケースではないので、なぜここの位置付けに入るのか。何ををもって困難というふうにしてるのか。困難ケースの定義みたいなものがなければ、例えばそれは各区のスキル不足なのか、それとも資源不足なのか、何によって起こってるのかというのによって、位置付けが変わってくると思うんです。

その辺の、共通理解というのがもともとあって、それに対してどうしたかという評価を書かないと、何も伝わらないと思うんです。

このまま自立支援協議会に出すと、地域の事業者からすれば、触法障がいって基幹センターがするもの、困難ケースは基幹センターがするもの、というだけで終わってしまう。

位置付けがそういうふうになると、二度とそこから動くことはない。

要するに、困難ケース、触法障がい＝基幹センターがやる役割、みたいな形になってしまうので、見せ方の部分はもう少し変えた方が良いのかなと思います。

地域移行も 8050 問題も、全部そういう書き方にしてしまうと基幹センター＝それをする相談支援機関、みたいな形に全部映って、地域は見てますので、何をするにしても、大阪市の中で、例えば 8050 はこうしていく、触法障がいはこうしていくという指針になるようなものがあって、それが各区の資源とマンパワーと含めて、各区の中でどうするのかというのが次にあって、基幹センターはそれに対して何を取り組んだかという流れがないと、各基幹センターが勝手に取り組んでたみたいな形だけで終わってしまうので、全然繋がりが無いと思うんです。

それこそ古田委員が言うように、何の評価なのかという話になるので、その辺は変えた方が良いのかなというふうには思います。以上です。

潮谷部会長：

他いかがですか。

大幅な変更の依頼ということになるかとは思いますが、1 つは自己評価の作業というのは基幹の方も大変だし、これ自立支援協議会が返す中で、基幹の役割みたいなイメージが固定化されてしまうという危惧もあるということです。場合によってはこの a、b、c を 3－1 の項目の着眼点みたいな枠組みにして、そこから課題ということを挙げてもらったり、地域で取り組んでいるところを挙げてもらうようにしても良いのかなということ、話を聞きながら思いました。

それで、やはりこれを基に分析というところが今回出された資料 1－1 だけでは、課題であったり、ストレングスの部分というのは見えてこないのもう少しその分析は丁寧にした方が良いのかなと思います。

これは踏まえていかがですか。今回、せっかく作っていただいたということではあるんですけど。

平井障がい福祉課長代理：

障がい福祉課長代理の平井でございます。

委員の皆様から、今回もご意見いただきましてありがとうございます。

基幹センターの委託事業としましてお願いしておる業務の 1 つ 1 つを、まず基幹センターとして振り返っていただく意味づけもありまして、業務委託の内容ごとに記載させていただいておるような中身になっております。

24 区の各自立支援協議会で見ていただきまして、報告をいただいた後、各区でどういったところに課題を感じているのかといったところは内部では分析はさせていただいておりまして、実態確認の際にはそういったところも確認をさせていただいておるところでござ

います。

ただ仰っていただいてるように、資料1－1のような確認の結果という報告では不十分というのは承知しておりまして、来年度から、24区からご報告いただく中身も含めまして、大阪市の実態確認とあわせてご報告して参りたいということで、先ほどもご説明をさせていただいた形にはなっておりますので、今回この内容で進めて参りたいとは思っております。

いただいております着眼点をもうちょっと記載してはどうかというようなご意見もありましたので、これを作成するにあたっての記入例みたいなものも、別紙では作っておるんですけれども、そこをもう少し充実させたような形で、各基幹センターには、評価の方をお願いして参りたいと考えてます。以上です。

潮谷部会長：

ひとまず今年度はこの形でいくと。

三浦障がい福祉課長：

すいませんちょっと補足をさせていただきます。ご意見ありがとうございます。

まず、この自己評価シートにつきましては、先ほど課長代理からも説明ございましたが、委託事業として実施していただいているという基本的な立ち位置がございますので、そういった意味で、委託事業としてお願いしている部分を仕様書と照らし合わせることを改めてさせていただいて、仕様書に基づいてどのような業務をどんなふう to 実施していただいたかということについては、委託先としての報告をいただくということでは必要なものだと思います。

そういった意味で、負担軽減というご依頼に基づいてやり始めたものではあるので、古田委員から仰っていただいたように逆に増えてるものもあるというご指摘は受けとめたいと思うんですが、一方で大阪市としても、委託事業の中身の確認ということではご理解をいただきたいと思っております。

この間、毎年出していただいておりますけれども、どこの基幹センターにおきましても決してコピペして出しておられるようなところはなく、それぞれ年度ごとにどういった課題にどんなふうに取り組んでいただいたかというのは書いていただいと認識しております。大阪市としても、そういった観点から、各区の課題がこの自己評価シートの中から出てきてると思っておりますので、同じ評価項目の中でも、区によって書かれてる内容が全然違うというところは区ごとの課題だと受けとめておりますし、そういったことを現場の支援の中からこの評価シートの中で表現していただいとすることは引き続ききちんと続けていって、大阪市としても各区の分析ということも、それを踏まえて行いながら、これまでお示しできてないというご指摘については受けとめて、皆さんにご議論いただくようにどういふような形で出していくのかということについては検討していきたいと思っております。

けれども、こういう形で出していただいている各区の実情に応じた取り組みというところについては、大阪市としても貴重な資料だと思っておりますので、ご負担をおかけすることにはなるんですが、引き続きお願いしたいと部分だと思っております。

そういった観点で、先ほど岡委員からご指摘いただいた触法障がいの部分につきましても、今回新たに今年度の委託から仕様書に書かせていただいたという辺りでは、大阪市としても、触法障がいの支援、いろいろ複雑な課題を抱えた背景のある方に対していろいろな関係機関と連携して取り組んでいかないといけないという意味では、地域の中心的な役割である基幹センターさんの方に、まずはこういったケースにどう対応していくかというところに実践を通じて具体的にどのように進めていくのが適切なのかというところの洗い出しをしていただく意味でも、役割としてお願いしているところです。

その中でどういった地域の連携が必要なのかという辺りも、この自己評価シートの中でお書きいただくということを通じて大阪市としても整理をしていきたいというふうには思っておりますので、その辺りについてもぜひご協力をいただきたいところです。

自己評価シートの見せ方というところについては、どういうふうに表示をすれば、地域の事業所が、先ほど岡委員からご指摘いただいたような、これは基幹の仕事というふうに見られてしまうことの解消に繋がるのかというところ、もう少しご助言いただけるとありがたいなと思ってるんですけど。

岡委員：

すいません、大阪市というよりも各区だと思います。

区の担当レベルとか区の担当課が、これをどう取り扱うか。基幹センターとしてこれを取りまとめて、各区の協議会の中で地域課題を取り上げる重要なものにはなるとは思うんです。

基幹センターもこれを書くことによってまとまる部分もあると思いますし、量は減った方が嬉しいですけど、必要最低限のことは書くべきことだろうなというふうには思うんです。

ただ、こうなっていくだろうなと懸念してることに對しての、リスクマネジメントですよ。それを、各区がどうバックアップしていくのかということが大事なのかなという気はするんですよ。

自己評価に対して自立支援協議会の中で受けるにあたっては、基幹センターがしゃべってる間、結構各区の担当者も知らんぷりしてますし、たまに地域の事業所と一緒に突いてきますし。ただ、一緒に連携して、実際どうすべきなのか、区としてどう取り組むべきなのかという立場の中でバックアップしてもらえないと。

例えばいっぱい課題を抱えている区のセンターさんが、これが区の課題ですよって、辛辣に書くとするじゃないですか。そうすると、袋叩きに合うと思いますし。

ただ、現状としてはこういう課題があって、これを変えていかいといけない、何とかして

いかないといけないというものになっていくべきものだと思うので、その時にきちんと、各区がバックアップをどれだけしてくれるかによっては、この意味合いが全然変わるのかなという気はするので、そこの徹底をしてもらえれば、もう少し有効なものになるのかなとは思っています。

三浦障がい福祉課長：

ありがとうございます。

確かに区と基幹の連携については区によってもかなり温度差があるのかなと思っておりまして、それこそ基幹センターに出していただく自己評価シートについては、各区役所の方としては自らの課題として受けとめていただきたいですし、自らどういうふうに基幹と連携して取り組んできたものなのかという視点で受けとめてもらいたいと思いますし。

今ご指摘はそういったことが区によっては、受けとめが違うってということなのかなというふうに理解させていただきましたので、そのあたりについては区の方に、区の方の働きかけも引き続ききっちりやっていきながら、区の立ち位置というところを区の担当者の方にも理解してもらったうえで、基幹センターと一緒に取り組んでいくという視点で、基幹センターの評価についても、区の方に対応していただくように、そういったことができるように取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。

古田委員：

簡素化してもらえないですか、何が聞きたいのかわからない説明もあるので。

2つ3つの課題を混ぜて書いてますでしょう。最後の表みたいは何を聞きたいのかというようなところで、簡素化すべきですし、それに対する評価点。今後の課題についてはまとめて書くとか、もうちょっとそこは考えてもらえませんか。

もちろん委託事業で、これだけチェックしてますというのを示さないといけないという市のお立場もわかりますけども。

それよりも、基幹センターが幾ら頑張っても、先ほど言われた区の役割とか、それとリンクしてますし、さっきの触法で言いましたら定着支援センターとは随分連携させてもらえるんですけど、区の担当課が、基幹センターでやっておけみたいに思ってる区もありますので、なかなか全課が足並みをそろえて連携しないので、それならその触法の地域移行はもう全課がきっちりかむべきだというように通知も出してもらいたいし、法務関係の施設なんかからも、いきなりこの人よろしくというのは去年ありましたよね。

法務関係施設でも福祉士とかいるんだったら、そちらの見立ては何なのか、アセスメントシートをきちんと示すようにも言ってましたけども、そういうふうなこともされていない中でね、やはり周りのバックアップで何が課題があるのか、それを集計して大阪市として示すというようなことは必要じゃないんですか。

それぐらいはやっていただきたいと思ってます。

簡素化とあわせて課題を浮き彫りにして、基幹センターを市として、区としてどうバックアップするのか、その明確化をお願いしたい。

三浦障がい福祉課長：

ご意見ありがとうございます。

基幹をバックアップというか、基幹の方については区役所と一緒に連携して支援をしていただく基幹として、どんなふうと一緒にやっていけるかということで、対応はしていきたいと思っております。

様式の方につきましては、今回改めていろんなご意見もいただきましたので、引き続き、長期的に考える課題として受けとめさせていただけないでしょうか。一旦、今回につきましては、こちらで進めさせていただいて、簡素化もしながら必要なものの確認をしていけるのかという辺りについては検討させていただきたいと思います。

出していただくことが大阪市の立場として必要ということよりも、そもそもの確認の必要な事項というところで、区によっても取り組み内容が全く変わってきてるところでも基本的には自由記述のベースにさせていただいているというところもありますので、こういった形で必要な事項を確認しながら、かつ、各区の取組内容も把握できるようなものにするのか、かつ、簡素化もできるのかというところをどれも両立させるというところでは、ちょっとお時間いただいて検討する事項というふうにさせていただきたいと思います。

一旦、7年度につきましては、これで進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

今後の取組として改善ということをしていただけるとのことですよね。

ぜひ次回については、分析についてしっかりしていただくということと、区との連携、区の認識を持っていただくというところにどうアプローチするのかというところの方向性が、出てくるといいなというふうに思いますので、内容についてひとまずはこれでやるということ、区の方としても委託事業ということで確認しないといけない、市としてもそういう事業であるということは理解させてもらいました。

またその整理について、区との連携というところについては、次回ぜひ方向性を出してもらえたらというふうに思っております。

他いかがですかね。大丈夫ですか。

では、各区の地域自立支援協議会から報告のあった市の施策として取り組むべき課題についてご報告をお願いいたします。

平井障がい福祉課長代理：＜資料4について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

3点、資料の方が出されたかと思います。

これらについて、ご意見等ありますでしょうか。

京谷委員、お願いいたします。

京谷委員：

はい、京谷です。

医療機関の方で、65歳になられた精神障がい者の方が混乱されることが時々ありまして、制度が変わることでサービスが受けられないんじゃないかとか、これからどうしたらいいんだとか、窓口ですごく必死で言われるんで、ケアマネさんとか福祉の方で聞いてみたらって、誘導したんですけども、どちらもよくわかっておられなかったようで、結局、受付の子が必死でいろいろ勉強して説明したというふうなことがありました。

だから切替のときに、きちんとこうした説明をしていただけないと、医療機関ではかなり困ったということです。以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。他いかがですか。

古田委員：

これについては一歩前進していただいてありがとうございます。

64歳の時点でバーッと撒いていただいたんですけど、110人分、介護利用者に。

ただこの8件、市に問い合わせがあっただけで、実際に相談支援がついた件数というのはわからないんですかね。どれだけ効果があったかないのはわかりますけども。

あとホームページは併給のホームページを一緒に作ってもらいましたんで、これでまた研修とか、各区も勉強を進めてもらえたらと思ってるんですけども。

今年1月に出してもらった65歳のやつは、メリットとか何が課題になるかも書いているんですけども、今回のチラシはそれがないので、前に作ったチラシは必ず残してもらえないかなと思っています。

生活介護とか、介護保険なんてぶつかる課題というのはわかってますので、それは区のどちらの担当でもきちんとわかっていて相談支援につなげられるように。

あと費用負担ですね。償還払いとかその辺も知られてませんので、そういうポイントを絞って研修をきちんとやっていただく必要がありますのでよろしく願いしたいと思っています。

それと18歳のやつですけども、ようやく動いてもらえるんだなと思っています。

わかりやすいパンフとチラシなんですけど、4－3のチラシは以前2年ぐらい前に作られたチラシなんですけども、これではちょっと足りないので大学修学支援とか就業支援が使えますよみたいな情報だとか、区分認定とかって3ヶ月以内でないと対応できませんというのも前に課題の方に出たと思うんですけど、それはそうでなくてもいけるんだということとかを入れてもらったり。

65歳なんかでもなぜ60日前になってるのか。国で調べたら3ヶ月前なんですよ。それもちょっとおかしいなと。

その辺、前もってでも対応できるんです、みたいなことも含めてチラシも書いていただきたいし、わかりやすいパンフは賛成ですけれども、そうするとちょっと7年度中は遅すぎるだろうということで、特に夏休みに見学に行ったり体験したりとかしますんで、それについてはちょっとお願いしたいなと思います。夏までぐらいにお願いします。

潮谷部会長：

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

65歳とそれから18歳移行で一步踏み込んだ良い施策をしていただいたのはすごくありがたいです。

これ、利用者に向けての案内だと思うんですけども、行政内でも、例えば生活保護のところとかですね。結構ケースワーカーさんが現場に行っていて、後々になって、この状態でよくこのまま来てたなぐらいの、もうちょっと福祉サービスとかを早期に使えることができればその方の状況は変わってたらどうなみたいなこともあったりして。

意外とケースワーカーさんが、この辺の障がい福祉サービスと介護保険の併給も含めて、その辺のこともやっぱり知られてなかったりとか。

あと18歳の移行とかに関しては、やっぱり学校にですね、教育機関の方に、こういったことをやっぱり理解してもらわないと、学校は毎日行っていて、学校と親御さんとはいろいろ連携があって、だけどサービスを使ってない方が多いというのが、さっきの障がい児計画の達成率の数字にも出てるんですけど、学校側にもなぜ相談支援をつけることが大事なのかみたいなのは伝わらないといけないと思うので、教育機関の方にも周知をしていくというのは大事かと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

今、65歳、18歳移行時の取組についての課題にご意見いただきました。

事務局で何か回答できるものはありますでしょうか。

平井障がい福祉課長代理：

先に 65 歳の取組の方につきまして、ご意見をいただいております、今回の勸奨で利用に繋がった方についてなんですけれども、今回実施させていただいたのが 1 月ということで、利用状況の反映がまだ間に合っておらず、実際の件数は把握できていないんですけれども、障がい福祉課の方に問い合わせが 8 件、区役所の方にはほぼ問い合わせもないというような状態でしたので、65 歳、64 歳まで利用がなくてもうまくサービスを使えてきたというところがありますと、なかなか利用にというところは繋がっていないのかなと思ってます。

そういったところも含めまして、区役所の手続きの際にはお声掛けさせていただくとか、今回 64 歳の方向けにお配りさせてもらったわかりやすい資料も、そういった区の窓口でまた活用いただくとか、今回 1 回限りで終わらすということのないようにしていきたいなどは考えております。

安田障がい支援課長代理：

障がい支援課長代理の安田でございます。

私の方からは 18 歳の移行に関して、いただいたご意見に対してお答えさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございます。

資料 4－3 につきまして、古田委員の方から大学修学支援とか入れていただきたいといったご意見をいただきました。この分については現行のチラシでございますので、引き続きブラッシュアップしていきたいと考えております。

合わせて鳥屋委員から、18 歳になったら使えるパンフレットというのをしっかり学校現場にも伝わるようにといったことをいただきました。

まさに関係機関に周知というところが、サービス利用者をはじめ教育機関を含めて、どうしても児の相談に繋がらない場合もあると思いますし、やはり本人及び家族にもしっかりいろんなサービスがあるということを含めて、例えば古田委員が仰られた大学修学支援があつて、こういうのがあるから大学諦めずに行けるよとか、そういったいろいろなライフステージの選択というのできるような形で、しっかりわかりやすいパンフレットというのを作っていききたいと思います。

7 年度中ということでできるだけ早期には作っていききたいと思います、文案自身は早いうちから作っていかうと思ってるんですけど、わかりやすいデザインというところを含めて、本市内部の話なんですけども、大阪市内でデザインの専門学校との連携協定をやつてまして、そういった学生のデザインというのを活用して、せっかくなのでそういう若手、デザイン専門学校に行ってるまさにその 18～20 歳前後ぐらいの年齢層の方々に、学校の協力のもとそういったデザインをしてもらおうと考えてまして。

一方でそういった障がいの理解というところも含めたねらいがありまして、ちょっと時

間がかかって申し訳ないんですけど、依頼できるタイミングはデザイン自身が下半期になってしまう関係で、文案とか我々ができるところは早いうちからやりながら、最終的にわかりやすい図、イラストというのをやりながら、令和7年度中の完成というのを目指して参りたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

ぜひ、こういった勸奨文書であったりチラシについてはブラッシュアップしていただいて、送付の方、また継続的にしていただけたらというふうに思います。

また、生保のケースワーカーも含めた研修、理解というところができるような仕組みづくりもすごく重要な課題だというふうに思います。

一応この辺については継続的にというところになりますかね。

続いて資料4-4、4-5についていかがですか。

藤野委員、お願いいたします。

藤野委員：

藤野です。

資料4-5の災害時に備えた関係機関との連携の中で、各区の方ですでに区の自立支援協議会の方で何か取組をしてらっしゃることが書かれてるんですけど、例えば先駆的にやられたこの取組を、区役所であるとか基幹であるとか、そういうところで24区にちゃんと伝えられてるのかな。できたらこんないろんな取組の報告会みたいなものをして、この担当者とか基幹が聞いてたら、参考になるんじゃないかなと思ったんです。

それで、例えば区の自立支援協議会の運営についても、基幹の方で区役所と連携がきちんと取れてたら自立支援協議会もうまく動いていくんですけど。

私も此花区の基幹センターに7年間在籍してたんですけど、その時は区役所の担当の課長はじめ、皆さん方がすごい協力的にさせていただいて、運営がしやすかったんです。そのときにもよく聞いたのがよその区では区の方が全然動いてくれないとか、そういう声をよく聞いていて、過去のこの会議のときにも、やはり市から区の方に、基幹のバックアップであるとか連携であるとか、その辺はちゃんとやってほしいから、それは市から言ってほしいというような形も言ってたかと思うんですけど。

例えば区が基幹をバックアップ、連携してくれたらさっきの自己評価のあたりもしっかりと見ていただいて、一緒に取り組んでいただくような考えを持っていただけるんじゃないかと思ってます。個人的な意見になるんですけど。

それともう1つは、この4-5の取組事業の11ページの29番目。阿倍野区から自立支援協議会の運営、強化というような意見が出ておりまして、この中で協議会の運営を強化していく方針があるのなら、予算措置等、何かしらの対策が絶対的に増であると。その施策の状況の中で、現状と今後のところで、現状で協議会運営するために予算を確保している。引

き続き各区の実情に応じた適正な予算確保に努めると書いておられるんですけど。

私、此花にいた時は、毎年、区の方から、自立支援協議会の予算は区長マネジメントになるんですかね。もちろん区では事務費がいくらと事業費がいくらあるんですというのは、いつも連絡いただいていたんですけど。事務費は、要は案内を送ったりとか、資料作成の分だと思うんですけど、活動費、そこなんかもかなり少額だったので。

やはり各区の方で、この災害に関する事でまた自立支援協議会であるとか、いろんなことになってきたときに、やはり活動経費なんかをもうちょっとつけていただいた方が良いと思うんですね。

今一番多い区でいくらぐらいなんですか。少ないところでいくらぐらいなんですかね。

私どもの障がいこの協議会の会員さんと話す機会があったときに、自立支援協議会でお金が全然ないと区役所に言われたんですよ、と言われたことあるんです。

私がいたときには、ちゃんと各区の区長マネジメントか何かで予算をつけてくれてはって、他の区と差はあるけど何かつけてるようなことは聞いたことがありますよ、というふうに言ったんですけど。その辺、今ちょっと答えられる範囲で、どれぐらいからどれぐらいの予算を考えてつけているのか、答えていただけたらお願いできたらと思います。以上。

潮谷部会長：

ひとまず自立支援協議会の予算というところですね。

わかる部分をお答えいただけたらと思います。

平井障がい福祉課長代理：

障がい福祉課長代理の平井でございます。

すいません、本日その予算の金額をお持ちしておりませんで、ここでお伝えができないんですけれども。

活動に必要な経費につきましては、事務的な運営費だったりとか、イベントとかの費用でありますとか、というところは福祉局の方から、予算の方を渡しておる状態になっておりますので、区でないということはないかと思うんです。

三浦障がい福祉課長：

すいません、ちょっと補足させていただきます。

自立支援協議会の経費については、大阪市内部の予算組みの話になりまして、一言でお伝えしにくいんですけども、ざっくりと言いますと、区CM経費という経費と区まち経費という経費と2つに分かれております。

この区まち経費の方で確保してる区については、完全に区長マネジメントなので、区長が持ってる予算の中で、自立支援協議会にどれだけ充てるかというのはもう完全に区の中の裁量で、左右できるという形になってます。なのですごく少なくともできますし、逆に予算を

大きくとるということもできるという感じになってます。

区CM経費になってる区については、人口見合いで、手帳所持者数見合いで割合が決まっています、もともと大きなお財布でいくらかというのも固定で決まっていますので、そのグループの自立支援協議会用のお金というのはもうバチッと決まっています、その枠の中で、この区CM経費で賄ってる区の手帳所持者数割合でそれを割り振るという形になるので、そういう意味では、本当に増えないですし、それはもうずっと据え置かれてるみたいな形になってしまっています。

区によっては手帳所持者数割合ごとに若干増えたり減ったりみたいなことにはなっているんですけど、それもそんなに大きな額ではありませんので、そうほとんど変わらないような額でというふうな形になってます。

これは本当に、それこそ今後災害の取組をやっていかないといけないみたいなところでは、経費が必要になる状況というのも我々も認識はしてるんですけども、区の予算の組み方というところは大阪市全体の話でして、なかなか、ここだけに別でということもなかなか難しい課題というところであります。そのところについては、現状としてお聞かせいただいたところは我々も十分把握してる場所なんですけど、実情として、補足でお伝えさせていただきますが、そういう事情がございますということになります。申し訳ありませんが。

古田委員：

前からこの協議会のお金はかなりばらつきがあったんです。

住吉区とかも前から、もうちょっとお金なんかしないと言っていて、今虐待防止の枠か何かそういう予算を使って数十万、毎年確保してまして。そうかと思ったら全然もう何万ぐらいで、10倍ぐらいの格差が出てると思うんですよ。

これはいくら仕組みが難しいと言っても放置すべきではないので、各区がいくらぐらいどのような経費から引っ張ってきてるのか、一覧表を示してもらえませんか。

具体的に、このばらつきあってという問題じゃないから、それについてはどうできるのかというのをまた検討するようにできないかなと思いますけど。

厳しいかもしれませんがね。これ昔からなんですよ。

三浦障がい福祉課長：

状況は承知しておりますが、区の方が管理してる場所は区の方でどういうふうな予算の公表をしてるかも含めて確認をさせていただいて、どういう出し方をできるかも含めて持ち帰らせていただきます。

ただ予算組みのところ、そういう事情でその課題をどうしていくかというところは本当にちょっと難しい問題でもありまして。

古田委員：

ホームページ作ったり、パンを出したりとかしてますよ、やれてる区は。それができない区はしんどいと思います。そこはやっぱり改善を、何とか考えましょう。格差あってはいけませんですよ。

三浦障がい福祉課長：

したいんですが、区長が区の実情に応じてっていうふうなところでされてるというところもありまして。

古田委員：

市長に言うてください、市長に。

三浦障がい福祉課長：

こういった予算組みの課題については機会あるごとに伝えてはおりまして。

今ここで解決できる課題ではないんですが、こちらの実情としてお伝えさせていただきました。申し訳ありません。

古田委員：

ちょっと他もよろしいですか。時間ないんでバツと。

防災については、今回踏み込んでいただいてそれについてはありがとうございます。

個別避難計画も区長マネジメント事業やからいうことで、それとの連携がうまいこと立ち入れない、福祉から、みたいに言われてる中でBCPという切り口でだったら個別避難計画と連携できるかというふうに、初めて資料として作っていただいたんで、それについては感謝しております。

ただ、これ第一歩なんですけど、具体的には区によってかなりのことやってまして。

例えば住吉区なんかはもともとかなり力を入れる担当者がいたんで、もう個別避難計画で60%ぐらいいってるんですよ。

大阪市の平均で10%、去年の4月で10%だったんで、これもかなりのばらつきがあるのと、地域によってはその個別避難計画の避難支援者欄に事業所情報をどんどん入れていって、それがまた事業所が変わったらその情報も個別避難計画に反映させたり、あと個別避難計画それぞれに基づいて避難訓練までやっているというふうなところもあったりします。

ここまでするというのをどんどん広めていかないと、毎年大災害があちこちで起こってるんですから、福祉との連携は災対法の改正が今年されますので、より福祉サービスの連携と言われてきてますので、これを契機に、やはり福祉と連携して、どういうことが可能なのか、どこまでするのかというのを、区の協議会にしっかりと基幹センターも含めて周知いただきたいなというふうに思ってます。

だからそういう意味で、第一歩としてはこれでいいんですけど、第二歩、第三歩とね、具

体策を示していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ちょっと時間ありませんが、4－5については事前に見さしてもらって、3、4、5の教育との連携は重点課題でありながら、地域の実情に応じて協議してますっていう突き放したような回答だったので、これはまずいでしょうということで、今日の段階では書き直していただいて。

区のケース会議にも、教育関係呼べるとか、親子との複合課題だったらつながる場とか、そういうのをしっかりやれるということ、教育委員会とか子ども部局ときっちり共有して、そういうのに課題で呼ばれたら必ず参加してくださいというのを、各部局に働きかけをお願いしたいと思ってます。

それからその他課題の5番目ですけど、就A、就Bものすごい問題になってますよね。ものすごく公金をあこぎな事業所に抜き取られるてるというような状態で、大阪市の障がい福祉サービス予算が、新年度400億増えるという、ものすごい勢いになってきてますので、これを直ちに規制すべきやということで、この間話をさせてもらってたんですけども、この間就Bは、収支予算書を開設時に出させるとかやってももらってるんですけど、もう一歩二歩の対策を求めます。

それから8番目、24番目は移動支援なんですけど、これ単価アップは国に求めますっていう非常に突き放した、国に求めて何かできるんだったらやってますよ。それができないから言ってるんであって、1,900円では成り立たないというのは去年証明さしてもらってますので、ぜひ次年度に向けては単価アップをお願いします。

それから、13番は通学支援で、せっかくこの4月から教育委員会の制度で特別支援教育サポーターが通学で使えるということで認めていただいて、すでに1月からホームページにアップされていますので、それが使えるのに、まだ予算が完全に通ってないという理由で今日の時点ではプロジェクト会議やってますぐらいになってるんで、これ教育委員会ではあるのであれば、必ず滞りなく使えるようにっていうのを一言いただきたい。

それから26番27番がかかりつけ医の問題です。知的の人とかかかりつけ医がいなかったり、診療所によったら障がい者が断られる例が結構続いてるんです。知的の人でかかりつけ医のいない人は、区分だとか成年後見という、間に合わないんですよ。医師の意見書とか。だから、かかりつけ医の知的対応できる医療機関のリスト、発達障がいもありますけども、そういうのを必ず作って、どこの区でも対応できるような基盤を整備していただきたいというふうに思ってますのでよろしくお願いします。

潮谷部会長：

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

防災のところで、BCPを取り込んだところで、福祉サービス事業所もこの防災と一緒に入ってもらおうということではすごく広がりがあったかなと思います。

これが第一歩ということでこの先ということだと思うんですけども、やはり地域からすると、地域へ行くと自主防災組織が実際には地域の防災とか、避難所の設営とか運営もしていくわけですけど、そこになかなか福祉との繋がりがつくられない。

つまり、地域であればその自主防災組織、多くは地域活動協議会、まちづくり協議会なんかも絡むわけですけども、そこと、BCPに関係するサービス事業所も繋がるためのことをする。そこが、BCPを取り込むってということが福祉の部局でできることの第一歩としてくれたんですけど、それを今度、逆に地域側にどう持っていくか、というところをその先には必ず視野に入れてほしいのと、実際の取組として、地域の方は、区であれば区の防災担当とか、大阪市であれば危機管理とか、それと福祉の部局がお互いの強みを生かして協力しない限り、実際の地域の中で、障がい者が災害時に助からなかったりとか、福祉のことがわかっている地域というのがなかなか育っていかないの、そういった地域の方にどう関わっていけるか、福祉の方も。そのためには防災の方との連携がやっぱり必要だと思うので、その辺をこれからもしっかりとやってもらいたいと思います。

あと、各区の課題を市の施策でというところで、やっぱり非常にたくさんあるのと、こういった課題から先ほどの65歳、18歳移行のところに施策として取り組んでもらえたと思うんですけども、結局あれも課題提起が上がってから、実際取り組んで実施して、65歳課題は12月に発出してやってもらって、子どもの方はまだこの先だということを考えると、こういう課題だけでももう課題提起が上がってから実際に取り組めるまでに、2～3年、下手したら3～4年かかるわけで、そうすると、やはり自立支援協議会のワーキングとかをやって、そこでこの課題をどうしていくかってやらない限り、本当に課題のわりにそれが実施されるのに時間がかかりすぎるのと、こなしきれないんじゃないかなと思うので、こういう課題に対してこなししていくかっていうことを、段取りを検討していったほしいなというふうに思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

今、いくつか防災と各区の自立支援協議会の方から出された課題についてご意見ありましたけど、市の方で何か答えられる部分ありますでしょうか。

教育委員会事務局 田邊総括指導主事：

教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当、田邊と申します。

8ページの13番のところのご意見いただきましてありがとうございました。

今後の予定、方向性というところで、今お知らせがありました特別支援教育サポーターのプロジェクトチームを立ち上げ、課題解決に向けて話し合いを続けていますというところ

で、結果的なところが、本課としては特別支援教育サポーターの活用を、業務内容として、通学支援を加えるということで今進めておりまして、4月から実際にそれが動けるようになりましたので、改めてこれで報告をさせていただきます。

内容につきましてはここに書いてあるとおり、保護者に不測の事態が生じた場合に、それが活用できるということで行って参ります。

今後も各校への周知に努めて参りたいと思います。よろしくお願いします。

潮谷部会長：

資料にまた入れてもらえたらなというふうに思います。

お時間の方もちょっと過ぎておりますけど、船戸委員、お願いいたします。

船戸委員：

虐待のところでちょっと言い忘れたんですけれども、今、医療的ケア児の子どもさんの虐待というのが、少し問題になってきてまして。

北九州で人工呼吸器を外しちゃったとか、よく考えてみると、医者の方改革で200時間と出してるんですけれども、医療的ケア児のご家族はそれ以上、明らかに超えて、特に人工呼吸器なんかケアしてるわけです、それに対してあんまり対策はされてないということ。

それから今、全国調査では、2万人ぐらい医療的ケア児があると。

そして、実は今、厚労省の班会議で私も入ってるんですけれども、医療的ケア児支援法の中に、移行したケア者もフォローするということを入れられてますので、その定義を今やってるんですね。大体、小児期から移行したのが、やっぱり2万人ぐらいあるという形で、それから、逆にもともと病気があつて、大人になってから、医療的ケアが必要な人もあるということで、その推計を今やってるんですけれども、最低限4万人。

そうするとやはり、数が増えれば増えるほどそういう虐待に結びつくようなことが増えると思うんで、この統計の中にももしそういう人があれば少し数字として出るようお願いしたいなと。ちょっと気をつけておいていただきたい。

ご家族は非常に一生懸命ケアしていただけてるんですけれども、ポツンポツンと出始めてますので、ぜひ対策も含めてよろしくお願いします。

潮谷部会長：

ご意見というところで、また分析の方に、分類の方に活かしてください。

時間も超えてますけど。よろしいですか。

たくさん課題ということも出されましたし、今回残念ながら各区から出された課題についての整理というところができませんでした。

昨年度のときもワーキングをというところで、最後、議事録を見ると閉めてるんですが、僕の責任にもなりますけど開けてないという実態もありますので、この辺に関しては優先

順位をつけるような作業をして、そのあとワーキングを実施するということについては、確実に行う必要があるだろうなというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますと思っています。

最後に、部会長代理の北野先生より、お言葉をいただきたいと思います。

北野部会長代理：

もう時間もおしてますけども、私が気がついたことをいくつかお話しさせていただきます。

1つはやはり、資料1－2ですかね。鳥屋委員も古田委員も仰ってくださったように、特に令和4年度以降、3年度までは一応、展開してきたんだけど、4年度以降で全体に利用率が下がってきてますよね。児童も。

あと岡委員が仰ったように、気になるのは令和5年度ですけど、廃止されたところが40で、新規が72ですから、かなり新旧入ってきて、廃止が増えてる、やはりここはしっかりと分析を、なぜこう全体数も減ってきてるのか、あと、こんなにつぶれちゃってるところはなぜなのか。なぜ新規が増えないのかってことについてやはりしっかりと分析していかないと、今後すごく不安ですよ。

ここは次回、分析をしていただいて、市としてどうしていくかについてお話しいただきたいなというふうに思っています。

それから虐待について、いろんな市町村で虐待に関わってるから言うんですけど、そもそも最初に受理するとき、虐待通報が虐待と完全に無関係の場合は受理しませんけど、基本的には虐待と警察では受理されますよね。

その受理された部分について、虐待として認定されない場合も、受理された理由はあるはずですから。虐待として認定されない場合も、なぜこういうことが起こったかについての分析と、特に支援が必要な場合は、ちゃんと支援をするというふうにしないと、これは虐待の危険をはらんでるケースも大いにありますのでね。

だから、虐待が受理したから支援したじゃなくて、通報を受けて虐待でないと判断した場合でも、それがなぜそういう通報があってどういう状態なのかということ进行分析されて、きちんと今後の支援に結びつけておかないと、これまた本当に大変なことがありますものだから、その辺も含めて、分析をしておいていただけたらというふうに、今日聞かせてもらって思った次第であります。

それからこの基幹相談支援センターの運営評価については、市もご苦労あると思うんです。実は私、大阪府に7つの基幹相談支援センターがある市がありまして、その市が評価されて、それから自己評価されて、第三者評価委員会というのができまして、そこに選ばれて。第三者評価をしたんだけど、やはり本当に大変。自己評価をどう分析するか、市がそれについて、再度加えた情報、しかも私は毎月、市の基幹相談支援センターの事例検討会のアドバイザーをやってますから、7つの基幹相談支援センターの相談支援専門員がどんな

レベルの方かということは、もう何年もやってるから全部掴んでるんです。ところが、実際大きな問題は、まずどこの法人さんかという問題ですよね。法人が大きかったら、結局、法人内で良い職員さんをどこかにまわしてしまうんです。だから良いこととしてても、法人の体制とか、ケース検討会どこまでやってるかとか、どこまで法人がバックアップしてるかという、まず法人の仕組み全体の問題をどこまで分析できてるかと、あとその地域性、地域の社会資源の問題ですね。地域自立支援協議会のレベルの問題とか、いろいろ分析の要因がありましてね。全体の分析をしないとなかなかね。

だから、しっかりサポートする仕組みを考えていかないと、バックアップの仕方も含めて検討してくださいと言われたんですけど、やはり法人が抱えてる問題で、全体のサポートの問題と両方出てきてますので、なかなかね。

ただ、府の相談支援の事業の研修をしてはりますよね。あのマニュアルでいっぱい項目が増えたから、これはその項目を増やしてるんですよ。

国が作ったいろんな部分の中で、全体として市がどこまで取り入れるかという判断も含めて、本当は部会あたりできっちりした方が良いと思います。だって良いのみにしないと市も大変ですしね。24 区の基幹も大変ですからね。全体をしっかり分析されて、良いものを作って、しかも本当に使えるものを作っていられるというのは大事だと思うから、もちろん国のマニュアルもあって無視できないからきっちり受け止めないといけないですけど、それを含めて考えていただけたらなというふうに思いました。

それから障がい児の問題なんですけど、ややこしいのは令和7年から、高等部も例の相談支援事業と就労選択支援事業の連携で、夏休みを一月間ぐらい使ったりして、特別支援学校で就労選択事業と相談支援事業の展開をしろというふうに国が言ってきてますので、全体にこの就労選択支援事業はどう連携するのかなとかを含めて議論しないといけないとなってきたから、情報を判断しながら、この18歳までのやつは次の展開のイメージも含めて、ご検討していただかないといけない時期に来ると。

最後に震災なんですけど、これはもう鳥屋委員が仰ったとおりで、BCPと仰るけど、法人にかなり重い責任だけ押し付けるんじゃなくて、個別避難計画をどこが責任もって作るのか、福祉避難所の役割を果たす法人さんにどういう役割を担ってもらうのか。

一番大きいのは仰るとおりで、区社協も含めて、その地域住民の戦略上の地域災害避難計画の全体を作ってるのが、区と区社協さんとの連携でいろいろやってるけど、区によってかなり格差がある。

中での全体としての連携、重層的、包括的な相談支援体制を、大阪市はどう作ろうとしていて、重層的包括的な地域支援体制の整備の中で、うまいこと位置付けないと、鳥屋委員が仰ったようにこれだけでは大変だから、全体像を構築していかれるということも含めて、ここは。

相当おしてるから、2時間では終わらなかったんですけど、やはり課題があんまり多い部会でございますので、部会長、ご苦労さんであります。

潮谷部会長：

ありがとうございました。

それではお時間も越えておりますので、これで協議会の方を終わりたいと思います。

事務局の方にお返ししたいと思います。

司会：＜閉会＞